

# マイナンバー及び法人番号を利用した名寄せ基準の適用例

---

2025年4月  
株式会社 証券保管振替機構

## 1

### 名寄せの概要

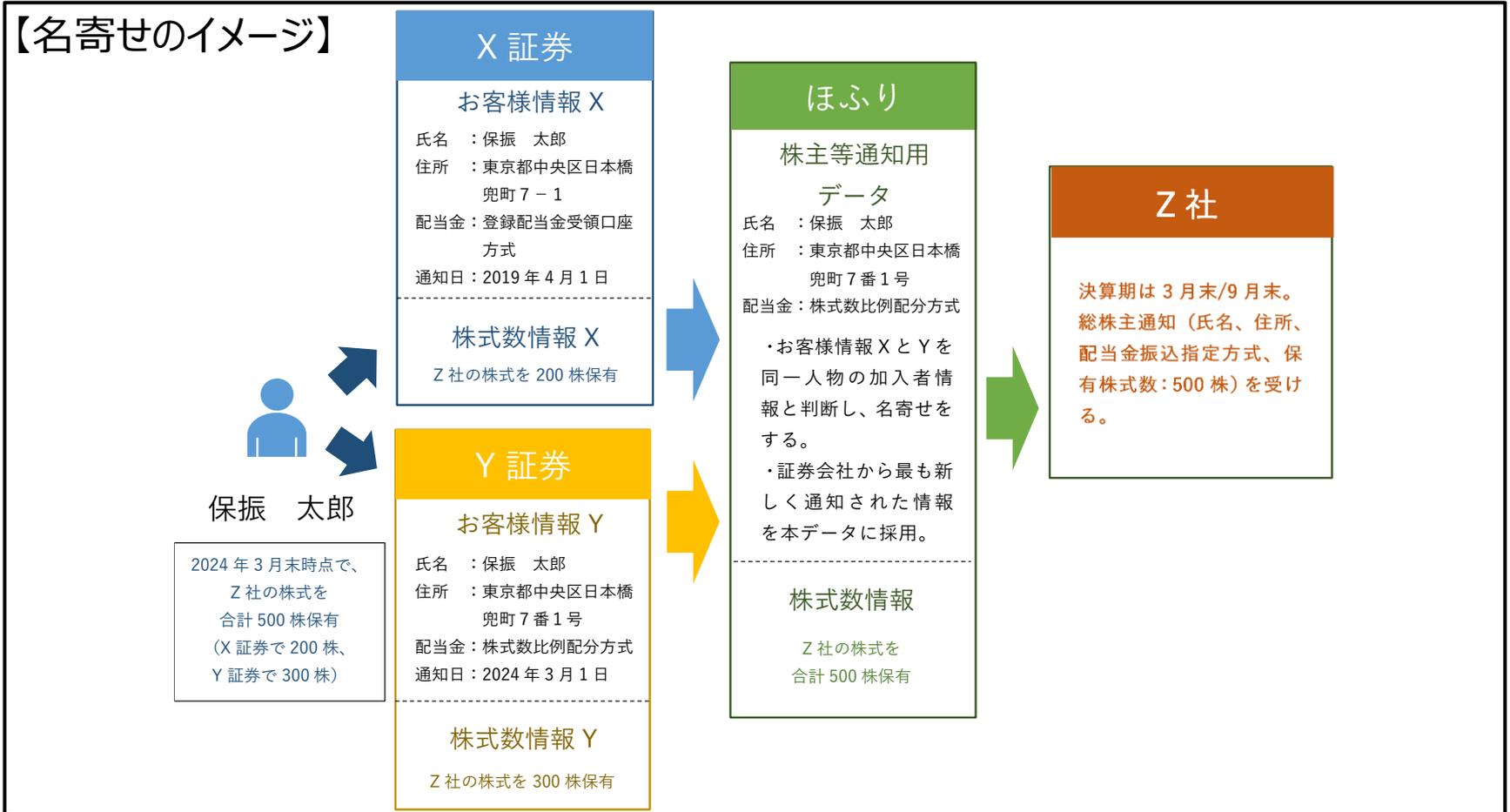
- ✓ 証券保管振替機構（以下「ほふり」）では、証券会社等から株主の氏名・法人名称や住所等のお客様情報の通知を受けて、複数のお客様情報を比較し、その結果、同一人物のお客様情報と判定した場合に、これらのお客様情報を1人の株主の情報（以下「株主等通知用データ」）として取り扱います。このお客様情報の管理方法を「名寄せ」といいます。
- ✓ より具体的には、ほふりでは、「新たに証券会社から通知されたお客様情報」と、「既に証券会社から通知され、ほふりで管理しているお客様情報」を比較し、それらが同一人物のものであると判定した場合に名寄せします。
- ✓ なお、名寄せは、ほふりが公表している「加入者情報名寄せ基準書」に則って実施しております。お客様からの要請により、ほふりが名寄せを実施したり、解除したりすることはありません。

## 2

### 名寄せの目的

- ✓ 名寄せは、お客様が同一銘柄の株式等を、複数の証券会社等の口座（以下「証券口座」）に分けて保有している場合に、保有する株式数等の合計を発行会社に通知することで、株主としての権利を適切に確保することを主な目的として行われます。

# 1. 名寄せ (2/2)



ほふりは、X証券から通知された「お客様情報X」とY証券から通知された「お客様情報Y」を名寄せし、「株主等通知用データ」を作成します。「株主等通知用データ」には、証券会社から最も新しくほふりに通知された情報を採用しますので、この例において、配当金振込指定方式は、最も新しく通知されたお客様情報Yの「株式数比例配分方式」が「株主等通知用データ」に採用されることとなります。

また、2024年3月末を基準日とする総株主通知では、X証券の証券口座で保有している200株とY証券の証券口座で保有している300株がほふりで名寄せされることで、保振太郎は、合計した500株を保有する株主として、発行会社Z社に通知され、適切な議決権の確保や株主優待の受取りができる仕組みとなっています。

## 2. 新名寄せ基準

ほふりでは、2009年の株券電子化以降、原則、「氏名」、「カナ氏名」、「住所」、「生年月日」等の名寄せ可否を判定する項目（以下「名寄せキー項目」）がすべて一致する場合に名寄せを行ってまいりました。

証券口座へのマイナンバー又は法人番号（以下「共通番号」）の登録率が向上したことに伴い、ほふりでは、証券口座をお持ちの方に株主としての権利をより適切に確保いただくため、氏名や住所等に加えて、「共通番号」を利用して名寄せの精度の向上を図るべく取り組んでいます。

なお、2023年6月26日以降、名寄せキー項目に「共通番号」を追加した名寄せ基準（以下「新名寄せ基準」）を名寄せに一部適用しており、2026年度第1四半期には全面適用を開始する予定です。

新名寄せ基準は以下の4ケースです。

ケース	基準	2023年6月26日以降 適用しているケース
1	「共通番号」が一致する場合、「カナ氏名」、「生年月日」が登録されていなくとも、「氏名」、「住所」が一致すれば名寄せする。	
2	【個人】「共通番号」、「生年月日」及び「住所の一部（※1）」が一致する場合、「氏名」又は「カナ氏名」のいずれかが一致しなくとも名寄せする。  【法人】「共通番号」、「名称」及び「住所の一部（※1）」が一致する場合、「カナ名称」、「代表者氏名」等が一致しなくとも名寄せする。  （※1）一致判定を行う部分は、ほふりが一定の基準に基づいて定めている。	○
3	「共通番号」が一致しない場合、他の名寄せキー項目（※2）が一致しても名寄せしない。  （※2）お客様情報のうち、「氏名」、「生年月日」などの、名寄せ判定を行う際に使用される項目。	○
4	「共通番号」が登録されていない場合、他の名寄せキー項目がすべて一致する場合に名寄せする。	

### 3. 新名寄せ基準 名寄せするケース抜粋 (1/5)

ケース1 : 「共通番号」が一致する場合、「カナ氏名」、「生年月日」が登録されていなくとも、「氏名」、「住所」が一致すれば名寄せする。

#### (1) 個人の場合

#	共通番号	氏名	カナ氏名	住所		生年月日
				住所の一部	番地号以下	
1	○	○	○	○	○	△
2	○	○	△	○	○	△
3	○	○	△	○	○	○

#### (2) 法人の場合

該当なし

#### <凡例>

- : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目がともに登録されており、内容が一致する
- × : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目がともに登録されており、内容が一致しない
- △ : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目の一方が登録されていない又は双方が登録されていない

### 3. 新名寄せ基準 名寄せするケース抜粋 (2/5)

ケース2 : 「共通番号」及び「生年月日」が一致する場合、「氏名」若しくは「カナ氏名」のいずれか又は「住所の番地号以下」が一致しなくとも名寄せする。

#### (1) 個人の場合

#	共通番号	氏名	カナ氏名	住所		生年月日
				住所の一部	番地号以下	
1	○	○	○	○	×	○
2	○	○	△	○	×	○
3	○	○	×	○	×	○
4	○	×	○	○	×	○

#### <凡例>

- : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目がともに登録されており、内容が一致する
- ×
- ×
- △ : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目の一方が登録されていない又は双方が登録されていない

### 3. 新名寄せ基準 名寄せするケース抜粋 (3/5)

ケース2 : 「共通番号」及び「名称」が一致する場合、「カナ名称」、「住所の番地号以下」、「代表者氏名」等が一致しなくとも名寄せする。

#### (2) 法人の場合 (1/2)

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所の一部	番地号以下		
1	○	○	○	○	×	○	○
2	○	○	○	○	×	○	△
3	○	○	○	○	×	○	×
4	○	○	○	○	×	×	○
5	○	○	○	○	×	×	△
6	○	○	○	○	×	×	×
7	○	○	△	○	×	○	○
8	○	○	△	○	×	○	△
9	○	○	△	○	×	○	×

#### <凡例>

- : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目がともに登録されており、内容が一致する
- ×
- △ : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目の一方が登録されていない又は双方が登録されていない

### 3. 新名寄せ基準 名寄せするケース抜粋 (4/5)

ケース2 : 「共通番号」及び「名称」が一致する場合、「カナ名称」、「住所の番地号以下」、「代表者氏名」等が一致しなくとも名寄せする。

#### (2) 法人の場合 (2/2)

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所の一部	番地号以下		
10	○	○	△	○	×	×	○
11	○	○	△	○	×	×	△
12	○	○	△	○	×	×	×
13	○	○	×	○	×	○	○
14	○	○	×	○	×	○	△
15	○	○	×	○	×	○	×
16	○	○	×	○	×	×	○
17	○	○	×	○	×	×	△
18	○	○	×	○	×	×	×

#### <凡例>

- : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目がともに登録されており、内容が一致する
- ×
- △ : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目の一方が登録されていない又は双方が登録されていない

### 3. 新名寄せ基準 名寄せするケース抜粋 (5/5)

ケース4 : 「共通番号」が未登録の場合には、他の名寄せキー項目がすべて一致する場合に名寄せする。

#### (1) 個人の場合

#	共通番号	氏名	カナ氏名	住所		生年月日
				住所の一部	番地号以下	
1	△	○	○	○	○	○

#### (2) 法人の場合

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所の一部	番地号以下		
1	△	○	○	○	○	○	○
2	△	○	○	○	○	○	△
3	△	○	○	○	○	○	×
4	△	○	△	○	○	○	○

※法人の名寄せキー項目は個人の名寄せキー項目より多いため、カナ名称又は代表者カナ氏名が登録されていない場合や、代表者カナ氏名が一致しない場合でも、他の名寄せキー項目がすべて一致すれば名寄せする。

#### <凡例>

- : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目がともに登録されており、内容が一致する
- ×
- △ : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目の一方が登録されていない又は双方が登録されていない

## 4. 新名寄せ基準 名寄せしないケース抜粋

ケース3 : 「共通番号」が一致しない場合、他の名寄せキー項目が一致していても名寄せしない。

### (1) 個人の場合

#	共通番号	氏名	カナ氏名	住所		生年月日
				住所の一部	番地号以下	
1	×	○	○	○	○	○

### (2) 法人の場合

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所の一部	番地号以下		
1	×	○	○	○	○	○	○

#### <凡例>

- : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目がともに登録されており、内容が一致する
- ×
- ×
- △ : 証券会社等から通知されたお客様情報と、株主等通知用データの名寄せキー項目の一方が登録されていない又は双方が登録されていない

## (参考) 「共通番号」の登録有無により、名寄せ判定が異なる具体例 (1/2)

### <具体例①> 部屋番号の相違 (下表以外の名寄せキー項目は一致しているものとする)

住所の一部	番地号	部屋番号	建物名
東京都中央区日本橋茅場町2丁目	1番1号	<u>406号室</u>	ほふりマンション
東京都中央区日本橋茅場町2丁目	1番1号	<u>(なし)</u>	ほふりマンション

- ✓ 上記の例では、「共通番号」及び「生年月日」が一致する場合、「部屋番号」が一致しなくとも名寄せする。(※ケース2)
- ✓ 「共通番号」が登録されていない場合、他の名寄せキー項目がすべて一致していないので、名寄せしない。(※ケース4)

### <具体例②> 氏名の相違 (下表以外の名寄せキー項目は一致しているものとする)

氏名	カナ氏名	住所の一部	番地号
小関 <u>三郎</u>	オゼキ サブロウ	東京都中央区日本橋茅場町1丁目	1番1号
小関 <u>三朗</u>	オゼキ サブロウ	東京都中央区日本橋茅場町1丁目	1番1号

- ✓ 上記の例では、「共通番号」及び「生年月日」が一致する場合、「氏名」が一致しなくとも名寄せする。(※ケース2)
- ✓ 「共通番号」が登録されていない場合、他の名寄せキー項目がすべて一致していないので、名寄せしない。(※ケース4)

<具体例③> カナ氏名の相違 (下表以外の名寄せキー項目は一致しているものとする)

氏名	カナ氏名	住所の一部	番地号
小関 三郎	<b>オゼ</b> キ サブロウ	東京都中央区日本橋茅場町1丁目	1番1号
小関 三郎	<b>ゴセ</b> キ サブロウ	東京都中央区日本橋茅場町1丁目	1番1号

- ✓ 上記の例では、「共通番号」及び「生年月日」が一致する場合、「カナ氏名」が一致しなくとも 名寄せする。  
(※ケース2)
- ✓ 「共通番号」が登録されていない場合、他の名寄せキー項目がすべて一致していないので、名寄せしない。  
(※ケース4)

<具体例④> カナ氏名・生年月日の相違 (下表以外の名寄せキー項目は一致しているものとする)

氏名	カナ氏名	生年月日	住所の一部	番地号
小関 三郎	オゼキ サブロウ	2000年1月1日	東京都中央区日本橋茅場町1丁目	1番1号
小関 三郎	(登録無し)	(登録無し)	東京都中央区日本橋茅場町1丁目	1番1号

- ✓ 上記の例では、「共通番号」が一致する場合、「カナ氏名」、「生年月日」が登録されていなくとも、「氏名」、「住所」が一致すれば 名寄せする。 (※ケース1)
- ✓ 「共通番号」が登録されていない場合、他の名寄せキー項目がすべて一致していないので、名寄せしない。  
(※ケース4)